

## 第 32 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 24 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 12 分
2. 開催場所 研修センター 2 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	
4. 欠席委員 2 番 池亀 昭次
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 議案協議
    - 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 32 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
    - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について
    - 議案第 4 号 平成 29 年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報について
    - 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
    - 議案第 6 号 農地法第 3 条許可の別段面積（下限面積）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
7. 会議の概要

事務局 それでは開会の前に、本日欠席の届けが会長に出ておりますので、報告をいたします。議席番号 2 番、池亀委員 が欠席であります。

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 議長 ただ今から、第 32 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 4 番、古市 道則 委員。6 番、中峰 義哉 委員を指名します。

議長 議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 32 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議長 議長 なお、整理番号 7 番において、わたくし戸石が農業委員会法第 24 条 議事参与の制限に該当することになりますので、退場いたします。

議長 議長 依って、職務代理の石堂委員に、議事の進行をお願いいたします。

議長 議長 (戸石 助美 委員、退場)

議長 議長 (石堂 かよ子 委員、登壇)

職務代理 事務局 それでは事務局より、議案第 1 号 整理番号 7 番の説明を先にお願いたします。河野係長。

事務局 議長 議案第 1 号について説明いたします。

事務局 議長 議案第 1 号は、農用地利用集積計画の承認について、平成 29 年 3 月 31 日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 8 件の内 1 件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

事務局 議長 資料 3 ページをお開きください。先ず、賃借権 1 件について、説明いたします。利用権設定の総括表です。

事務局 議長 公告日は平成 29 年 3 月 31 日で、期間の始期を平成 29 年 4 月 1 日から終期が平成 34 年 3 月 31 日の 5 年間存続が 1 件で、田 3 筆で、面積が ●●㎡の申請であります。資料は 3 ページの 3 段目になります。田 ●●㎡の内、●●㎡で再設定ということになります。

事務局 議長 次は、5 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

事務局 議長 整理番号 7 番ですが、貸す人が南種子町○○××番地 A さんで、借り人は南種子町○○××番地 B さんです。

事務局 議長 土地の所在は、○○字△△××番 外 2 筆。全体で、田が 3 筆、●●㎡。水稻作付けで、賃借料は ○○円、現金支払いです。5 年間の再設定となっております。

事務局 議長 なお、個別の資料については 12 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

事務局 議長 利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

事務局 議長 以上、1 号議案 賃借権 8 件の内 1 件について、承認を求めるものでご

ございます。よろしくお願いいたします。説明を終わります。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

職務代理 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定いたしました。

戸石委員の入場を求めます。

(戸石 助美 委員、入場)

職務代理 戸石委員に議長の責を戻します。

(石堂 かよ子 委員、降壇)

議 長 引き続き事務局より、議案第1号 整理番号7番以外の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権8件の内残り7件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料3ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成29年3月31日です。

今回は、存続期間が2年間で1件、3年間で1件、5年間で5件です。

1段目は、期間の始期を平成29年4月2日から終期が平成31年4月1日の2年間存続が1件で、畑2筆で、面積が●●㎡の申請であります。

2段目は、期間の始期を平成29年4月1日から終期が平成32年3月31日の3年間存続が1件で、畑1筆で、面積が●●㎡の申請であります。

3段目は、期間の始期を平成29年4月1日から終期が平成34年3月31日の5年間存続が5件で、田が2筆、●●㎡、畑5筆で、面積が●●㎡の申請であります。

次は4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

貸す人が南種子町○○××番地のCさん 外5名で、借る人は南種子町○○××番地 Dさん 外5名です。

現況は、田が全体で2筆の●●㎡・畑が8筆の●●㎡、合計で●●㎡です。

整理番号1番が設定期間は2年間で、整理番号3番が設定期間は3年間です。残りの設定期間は5年間になります。

個別の資料については6～13ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、1号議案 賃借権8件の内残り7件について、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい。整理番号1番の C さん・88歳、2年間設定ですけど、これは何かあるんですかね。普通、3年・5年と期間があるんですけど。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、現在作付けをしている、借りて作っている D さんは、今回が再設定となるんですが、現在さとうきびの作付けをしているところです。去年作付けをして、後2年間はそのまま借りたいということなんですが、農地の集積のほうを、もう〇〇のほうにしていきたいということで、2年間の存続期間ということになっております。

議長 よろしいですか、小山委員。

12番委員 はい。

議長 はい、ほかにありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番から6番、8番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号1番から6番、8番については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Eを議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 15ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が1件です。それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 E さん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は、畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成29年4月から平成29年7月まで。

資金は、造成費 〇〇円、建築費 〇〇円、計 〇〇円 で、全て自己資金

によるものです。

転用目的としましては、農家住宅 です。

面積につきましては、土地造成 ●●㎡、建築物として住宅 ●●㎡、  
建築面積 ●●㎡、所要面積 ●●㎡ です。

転用事由の詳細としまして、「住宅建築用敷地として利用する為。」との  
ことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施  
設の概要としまして、「申請地は、北及び東側に申請人所有の農地、南側  
に宅地（申請人が現在借家をしているところです）、西側に農地となっ  
ています。幅 2.0m 程度の緑地・緩衝地を設けます。雨水は自然流下で汚水  
処理はくみ取り、生活雑排水は排水設備を設け南側道路の側溝へ排水しま  
す。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域内農用地区域外、都市計画区域外で、農地  
区分は「第 2 種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当する  
と思われます。

参考資料は、16 ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、3 月 9 日の現地調査において申請内容  
等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願い  
します。整理番号 1 番、小山委員。

12 番委員 　本件は農地法第 4 条の規定による許可申請ですが、詳しいことは事務局  
より説明がありましたので、簡単に申し上げます。

（申請人）E 君 はですね、今から 18 年前、京都市の△△から I ターン  
として住み着いております。現在住んでいるところが、F さん の宅地に  
当たるんですが、そこをですね、27 年に購入しまして、長年 50 年以上経っ  
ている土地で、白アリが来てですね、家がボロボロになっているというこ  
とで、今回、農家住宅と兼用で、ちょっと道路より離れているんですけど、  
隣に造りたいということで、現在農地として作付している集落内の土地で  
あります。

E 君はこれからも種子島に住むということで、安納イモを 1 町歩ほど作  
付けしていて、農業を頑張っていますので是非、農家住宅として必要な土  
地でありますので、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 　　ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、対象者・G 外18件を議題にします。

事務局より議案第3号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第3号は、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認についてでございます。

この土地は、現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

資料は23ページからになります。

整理番号1番から整理番号19番につきましては、南種子町〇〇××番地 Gさん 外18件です。

土地の所在は、〇〇字△△××番 畑 ●●㎡ 外20筆 でございます。

地積が合計で ●●㎡ になります。

この21筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地でございます。

また、3月9日の現地調査において会長・高田農地部長・月担当委員・職員等で現地確認をしております。

なお、今回の21筆の所有者等につきましては、既に亡くなっていらっしゃる方もいます。ここに掲載している方は、農家台帳の所有者になります。

今回、提案させていただきました21筆につきましては、農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものでございます。

以上、承認を求めるものです。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。白川委員。

10番委員 はい。21筆で合計幾らでしたっけ。今言ったんですけど。

議長 はい、事務局。

事務局 ●●㎡ です。

10番委員 いいですか。今からですね、一番最後に合計で何筆の、面積が幾らというのを書いていただいたほうが良いと思うんですが、どうですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、そのようにいたします。

議長 よろしいですか、白川委員。

10番委員 いいです。お願いします。

事務局 はい。

議長 ほかにありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第4号 平成29年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報について、を議題とします。

事務局 事務局より議案第4号の説明をお願いします、局長。  
別紙資料を配布してございます。

議長 それでは、南種子町標準農作業料金関係について、説明をいたします。  
先ず経過報告と今後の流れについて、お示しいたしますが、先月2月20日に、南種子町農林技術連絡協議会検討会のほうへ打診をいたしております。

議長 それを受けまして、3月3日、金曜日 午後4時半より、南種子町・中種子町・種子島農業公社、合同の検討会を開催したところでございます。

議長 それを受けまして、3月15日、水曜日 午後7時より、標準小作料・標準農作業料金検討会ということで、各代表者、大型機械等農家を含めた会議を行っております。

議長 それを受けまして、本日の農業委員会の総会にお諮りをし、4月1日に（広報誌折り込み）全戸配布、並びに町ホームページ掲載という、流れになって行こうかと思えます。

議長 それでは中身の説明に入ります。見やすいようにA3で縦長にしております。

議長 先ず、昨年度とここまでの協議の結果で変わった部分ですけれども、赤の字でお示しをいたしております。

議長 左上が「平成29年度」です。で、一番上の農作業賃金があるんですけども、これにつきましては、昨年10月1日から鹿児島県の最低賃金が715円になっております。それで8時間換算をして、5,720円と、ここについては、これまで、それに変えましょうということで、「5,720円」、「時給715円」で、案として提案いたします。

議長 それからですね、「さとうきび」の段の「ハーベスタ」の摘要欄ですけれども、下から2番目辺り、「作付基準外追加料金 540円／トン」、ここが反当りになっていたのを、公社に合わせてトン当りに変えましょうということです。

議長 それから「さつまいも」のほうの「中出し」の「49円」、これの摘要欄が何も掲載されていませんでした。今、大袋で出していて紛らわしいということで、ここについては小袋（37.5キログラム）を基準ということで、

文言を追加しております。

それから「水稻」の「田植機」です。摘要欄ですけれども、今までは同時施肥だけ、540円ということでした。この頃、同時に除草剤も田植機で撒いたりしているというのがありましたので、「同時施肥・同時除草剤散布 各540円増。更に薬剤は本人負担」という文言を追加しております。

それから、一番下の「農地賃借料情報」(案)ですけれども、「平成29年度」、ここにつきましては、このままということで、協議がなされてきました。

それから枠外2行目「平成28年度における」、内容的には以上でございます。

まあ、申し送り事項として、南種子町・中種子町はここまでの内容は全く一緒でございますが、牧草のほうの一番下ですね、「収穫一貫作業」、「1個当たり 3,240円」。摘要欄を見ますと、径が1メートルと、牧草の収穫に色々規格があって、大きくするとか、小さくするとか、その中で「3,240円」を基準としているけど、ちょっと不具合があるなど、もっと機械に合わせて詳細な金額を示すべきであるという意見がありました。そこにつきましては、今年度の懸案事項として、30年度には弄って詳細に入れようという協議がなされたところです。

で、最後になりますが、この枠の縦横の太い黒い線と、細い黒い線ですね、ここがどうも、例えば「一般作業」の「耕耘機」、「管理機」の中のほうの線ですね、これは左の外枠を大きくして、細い線で書いたほうがいいのかと、レイアウト関係ですので、補正を行いたいところです。

今年度の資料の色でございますけれども、順番は決まっております、「水色」ということでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 追加議案でございますが、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、を議題にします。

事務局より議案第5号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 別冊の資料をお開きください。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審査を求めるものです。

整理番号1番。譲受人が、千葉県浦安市△△××番地 H株式会社 代表取締役 Iさん。譲渡人が、神奈川県川崎市△△××番地 Jさん。

この案件につきましては、平成28年7月25日の第24回定例総会 議案第5号で承認され、平成28年8月5日付け指令南農委第5号5で許可したもので、今回「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書」の提出がありました。

変更の内容について、資料1ページをお開きください。

変更のあったところですが、転用計画の工事計画が、当初平成28年9月から平成29年3月までの7ヶ月でしたが、今回平成29年10月までの14ヶ月。

転用目的としましては、当初 飲食店・物品販売店舗・加工場 でしたが、今回 飲食店・物品販売店舗・公衆トイレ となっています。

詳しい内容につきましては、参考資料として2ページから申請書の写しを添付していますのでご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、古市委員。

4番委員 今回の変更ですけど、当初は加工場を造るということだったんですけど、まあレストランのほうを広くしたいということで、そうなった場合に、面積的に増やしたら駐車場を多くとりたいということで、加工場の建築中止に至ったということです。

そうして、資金のほうも加工場をするより飲食店のほうにまわしたいと、そのようなことを聞きましたので、何とかよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい。小山委員。

12番委員 はい、建築物として「飲食店等」とありますが、これはレストランのことですかね、飲み屋ではないんですか。

事務局 レストランです。

議長 レストランということですか。小山委員、よろしいですか。

12番委員 はい。分かりました。

議長 はい。ほかにありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議長 承認第1号 農地法第3条許可の別段面積の基準(下限面積)の設定について、を議題にします。事務局より承認第1号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 資料30ページをお開きください。

承認第1号 農地法第3条許可の別段面積(下限面積)についてご説明します。資料を読み上げます。

平成21年6月24日付で公布された改正農地法により、下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。

農業委員会で新たに別段面積を設定しなければ、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50アールになります。

本町においては、平成21年11月16日に種子島1市2町の会長・事務局長会議で、島内統一した下限面積50アールを維持する。又、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われる事であると認められる場合は、下限面積以下でも考慮することとして、平成21年度承認決定されております。

以上のことから、農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、平成29年度におきましても引き続き下限面積50アールとし、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応することとしたいので、承認を求めます。

参考資料としまして、2015年農林業センサスのデータ及び本町農家台帳システムのデータを載せております。試算の結果、下限面積未満農家40%以上を満たしているため、現行どおり下限面積を50アールとして設定するところであります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、承認第1号については、原案のとおり承認決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。